

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	企業局	整理番号	6
許認可等の種類	水道料金等減免の承認			
根拠法令条例等・条項	水道条例第28条及び県営水道条例施行規程第9条の4			
許認可等の概要	基本料金の低減を受けようとする者に対する承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>県営水道条例 別表第2の1(1) 生活保護法の規定により現に保護を受けている者である使用者(管理者が別に定める者に限る。)又は母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである使用者(管理者が別に定める者に限る。)の使用に係る水道メーターの口径が13ミリメートルである場合における基本料金は、675円とする。</p> <p>県営水道条例施行規程 第9条の2 条例別表第2の1(1)に規定する生活保護法の規定により現に保護を受けている者である使用者(以下「被保護使用者」という。)で管理者が別に定める者は、被保護使用者であって、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 共用給水装置以外の給水装置を使用する使用者 (2) 共用給水装置を使用する使用者のうち、その全部の者が、次のいずれかの一に該当する場合における当該使用者 ア 生活保護法の規定により現に保護を受けている者 イ 母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養しているものである使用者(以下「母子世帯使用者」という。)のうち次条各号の一に該当するもの 第9条の3 条例別表第2の1(1)に規定する母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである使用者で管理者が別に定めるものは、母子世帯使用者であって、次の各号の一に該当する者(共用給水装置を共用する使用者にあっては、当該使用者の全部が前条第2号ア又はイのいずれか一に該当する場合における当該使用者であるものに限る。)とする。 (1) 児童扶養手当法第4条の規定により現に児童扶養手当の支給を受けている者(児童が同条第2項各号(第7号を除く。)のいずれにも該当せず、又は使用者が同条第3項第2号に該当しないものとしたならばその支給を受けることとなる者を含む。) (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条の規定により、現に特別児童扶養手当の支給を受けている者(児童が同条第3項各号のいずれにも該当せず、又は使用者が同条第3項第2号に該当しないものとしたならばその支給を受けることとなる者を含む。)</p>			
基準の制定根拠	県営水道条例別表第2の1(1)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日(関係機関への照会 7日、処分機関の処理 7日)			
期間の制定根拠	-			